

ぎふ花と緑の振興コンソーシアム規約

令和3年4月19日制定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協議会は、ぎふ花と緑の振興コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）という。

(事務所)

第2条 コンソーシアムは、主たる事務所を岐阜県農政部農産園芸課内に置く。

(目的)

第3条 コンソーシアムは、花き業界の壁を越えた産学金官の多様な主体と連携することにより、岐阜県の花と緑に関する様々な情報発信や、消費者の購買意欲を高めるブランディングを進めるとともに、岐阜県における花きの生産・供給体制の強化、需要の拡大を図り、もって、花き産業及び花き文化の発展等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 岐阜県における花きの振興方策の推進に関すること。
- (2) ワーキンググループ活動支援に関すること。
- (3) 花きの生産・供給体制の強化に関すること。
- (4) 花きの情報発信、需要の拡大及び輸出に関すること。
- (5) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要なこと。

第2章 会 員

(コンソーシアムの会員等)

第5条 コンソーシアムは、次の各号に定める会員により構成する。

- (1) 一般会員 コンソーシアムの運営に責任を持つ中核構成員として入会した別表1に掲げる組織及び団体
- (2) 企業会員 コンソーシアムの趣旨に賛同し、コンソーシアムの活動を推進するため入会した企業及び団体（以下「企業等」という。）
- (3) 学会会員 コンソーシアムの趣旨に賛同し、コンソーシアムの活動を推進するため入会した試験研究機関、教育機関
- (4) 行政・団体会員 コンソーシアムの趣旨に賛同し、コンソーシアムの活動を推進するため入会した行政機関及び団体

2 コンソーシアムに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長あて

に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 3 会員が退会を希望するときは、別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。ただし、退会の理由が会社等の清算によるなどやむを得ない場合は退会届を提出する必要はない。
- 4 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地等）に変更があったときは、遅滞なくコンソーシアムにその旨を届け出なければならない。

第3章 役員

（役員の数及び選任）

第6条 コンソーシアムには、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 前項の役員は、会員の中から総会において選出する。
- 3 理事長、副理事長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第7条 理事長は、会務を総理し、コンソーシアムを代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) コンソーシアムの業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の任期）

第8条 役員は任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員解任）

第10条 コンソーシアムは、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、コンソーシアムは、その総会の開催までに、その役員に対し、その旨を書面でもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

第4章 会議

(会議)

第12条 コンソーシアムの会議は、総会及び理事会、ワーキンググループ会議とし、総会、理事会は理事長が、ワーキンググループ会議はワーキングリーダーがこれを招集する。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、次の各号の事項を決議する。

- (1) 役員を選任に関する事
 - (2) 事業計画及び予算に関する事
 - (3) 事業報告及び決算に関する事
 - (4) 規約・諸規程の制定及び改廃に関する事
 - (5) その他コンソーシアムの運営に係る重要事項
- 2 総会は、年1回開催する。
 - 3 総会の議長は、理事長がこれに当たる。
 - 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 第7条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (2) その他理事長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

- 第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
 - 3 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。
 - 4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、賛否同数のときは、前項の規定にかかわらず議長の決するところによる。
 - 5 やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において本条第1項及び第4項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
 - 6 緊急の必要がある場合は、理事長は書面による賛否を求め、総会の議決に代え

ることができる。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号の掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、前条第5項の規定により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人が署名又は記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(理事会)

第17条 理事会は、第6条に定められた役員をもって構成し、次の各号の事項を協議する。

ただし、理事長が必要と認める時は、役員代理出席を認めるものとする。

(1) 総会に付議すべき事項に関する事

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事

(3) その他理事会において必要と認めた事項に関する事

2 理事会は、必要に応じて随時開催する。

(専決処分)

第18条 理事会は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又はこれらの権限に属する事項で軽微なものについては、これを専決処分することができる。

2 理事会は、前項の規定により専決処分をしたときは、その内容について次回の総会において報告しなければならない。

第5章 ワーキンググループ

(ワーキンググループ)

第19条 ワーキンググループは、会員2者以上で構成し、本コンソーシアムの活動目的に沿った活動を行う。

2 ワーキンググループを設立しようとする者は、ワーキンググループの構成員のうち、原則、県内に事業所を有する会員の中から、代表者となるワーキングリーダーを定めるものとする。

(ワーキンググループ会議)

第20条 ワーキンググループ会議は次の各号の事項を議決する。

- (1) 理事会へ付議すべき事項の審議、調整に関すること
 - (2) ワーキンググループ活動に関すること
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 ワーキンググループ会議は必要に応じてワーキングリーダーが招集する。
 - 3 ワーキングリーダーは、ワーキンググループ会議を代表し、会務を総括する。
 - 4 ワーキングリーダーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、ワーキングリーダーに欠員が生じた場合における補充者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 ワーキングリーダーは、必要に応じてワーキンググループ会議に会員以外の出席を求めることができる。

第6章 事務局等

(事務局)

- 第21条 総会の議決に基づきコンソーシアムの業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、別表2に掲げるものをもって組織する。
 - 3 事務局に事務責任者及び経理責任者を置く。
 - 4 コンソーシアムは、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
 - 5 事務局長は、第3項の事務責任者とする。
 - 6 コンソーシアムの庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

- 第22条 コンソーシアムの業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程等による。
- (1) 事務処理規程
 - (2) 会計処理規程
 - (3) 文書取扱規程
 - (4) 公印取扱規程
 - (5) 内部監査実施規程
 - (6) 専決決裁区分に関する規程
 - (7) 契約審査会設置要綱
 - (8) その他理事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

- 第23条 コンソーシアムは、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- (1) コンソーシアム規約及び前条各号に掲げる規程
 - (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第24条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第25条 コンソーシアムの経費は、助成金、年会費及びその他収入をもって充てる。

(年会費等)

第26条 会員は、その区分に応じ次に定める年会費を毎年負担するものとする。

- (1) 一般会員 総会で議決された額
- (2) 企業会員 10,000円
- (3) 学術会員 無料
- (4) 行政・団体会員 無料

- 2 前項企業会員の会費については、前項の規定にかかわらず入会初年度に限り免除するものとする。
- 3 既に納入された会費は返還しないものとする。
- 4 理事長は、第1項(第1号を除く。)の年会費の額を変更しようとする時は、あらかじめその旨について、関係会員に通知しなければならない。

(監査)

第27条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事長に報告するとともに、理事長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項各号の掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。
- 4 コンソーシアムの業務及び資金管理の適正を期するため、コンソーシアムに内部監査員を置き、内部監査を行うものとする。
- 5 前項の内部監査に関する事項は、理事長が別に定める。

(決算)

第28条 毎事業年度における決算において剰余金が生じたときは、国及び岐阜県

からの助成金相当額にあつては、実施した事業の実施要綱その他の規程の定めるところにより、それぞれ国及び岐阜県へ返還するものとする。

- 2 前項以外の剰余金については、総会の議決を経て、会費の拠出者へ返還や次の事業年度へ繰り越すものとする。ただし、返還額を算定する際は、企業会員の拠出金をコンソーシアムの運営費及び事業費に優先して充当することとし、その上でその他の拠出者の返還額を決定するものとする。

第8章 解散及び残余財産の処分

(コンソーシアムが解散した場合の残余財産の処分)

- 第29条 コンソーシアムが解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、コンソーシアムの目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細則)

- 第30条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、コンソーシアムの事務の運営上必要な細則は、理事会の承認を得た後、理事長が別に定める。
- 2 この規約中、権利義務に関しない事項の修正、誤字の修正及び実施要綱、実施要領等に基づく行政庁の指示により必要な変更等の軽微な変更は、理事長に一任する。

附 則

- 1 この規約は令和3年4月19日から施行する。
- 2 コンソーシアムの設立初年度の役員を選任については、第6条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第8条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 コンソーシアムの設立初年度の事業年度は、第24条の規定にかかわらず、この規約の承認のあった日から令和4年3月31日までとする。
- 4 コンソーシアムは、「清流の国ぎふ花き戦略会議」が本コンソーシアムに移管することを目的として解散した場合には、「清流の国ぎふ花き戦略会議」の権利及び義務を承継する。

別表 1 (第 5 条関係)

岐阜県
全国農業協同組合連合会岐阜県本部
岐阜花き流通センター農業協同組合
岐阜生花市場協同組合
岐阜県園芸特産振興会
花キューピット岐阜支部
岐阜園芸商組合
岐阜県グリーンサービス協同組合

別表 2 (第 2 1 条関係)

岐阜県農政部農産園芸課
岐阜県園芸特産振興会